

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 訓令
○ 福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令 二六
- 告示
○ 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 二六
○ 県営土地改良事業計画を変更した件 二六
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 二六
○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 二七
- 正誤
○ 令和六年三月三十日付け号外第二十五号中 二七

訓令

福島県訓令第九号

福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年五月二十八日 労働委員会事務局

福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令

福島県労働委員会事務局規程（昭和二十五年福島県訓令第五十号）の一部を次のように改正する。
福島県知事 内堀雅雄

第五条に次の二項を加える。

- 9 専門監は、上司の命を受け、特に指示された高度な専門的業務を処理する。
- 10 専門員は、上司の命を受け、担当の専門的業務に従事する。

附則

この訓令は、令和六年六月一日から施行する。

告示

福島県告示第三百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年五月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
令和六年五月二十八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ハンドラッグ伊達箱崎店 福島県伊達市箱崎字布川四十四番一ほか
 - 二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
意見なし。
 - 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし
- （商業まちづくり課）

福島県告示第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により、梁田地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和六年五月二十八日

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
 - 二 縦覧の期間
令和六年五月二十九日から（二十日間）
同 年六月十七日まで
 - 三 縦覧の場所
会津美里町役場
- （農村計画課）

福島県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次

福島県知事 内堀雅雄

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
令和六年五月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字松原字下沢一八の一、一九の一、二〇の一、二四の一四
保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 二 変更後の指定施業要件
雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
雪崩の危険の防止
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字川井字下仲ノ原一四〇五の一から一四〇五の四まで、一四〇六
の一から一四〇六の四まで、一四〇七、一四〇八の一、一四〇八の二、一四〇九の
一、一四〇九の二、一四一〇の一、二七一〇の一から二七一〇の三まで
 - 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
雪崩の危険の防止
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字浅岐字滝尻八五一の九
保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 二 変更後の指定施業要件
雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
雪崩の危険の防止
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字西方字中小和瀬五三四六の二
保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 二 変更後の指定施業要件
雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
雪崩の危険の防止
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 五一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字名入字戸板平五〇五七の一、五〇五七の二
保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 二 変更後の指定施業要件
雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
雪崩の危険の防止
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 六一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字宮下字山中二二三三の二、二三三三の二、二三三三の二一から二三三三の二三
まで
 - 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
雪崩の危険の防止
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び三島町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年五月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 遠藤久太郎 龍川正義 星巧一 龍川孝 龍川貞夫 星長 星利夫 横山静夫 横山銀次 横山礼子 横山熊太郎 鈴木真次郎 龍川恒市 龍川庄吉 佐藤仁三郎 星仙吉 村松卯太郎 村松平吉 渡部勝藏 渡部鉄太郎 渡部八百吉 平山市四郎 平山林太郎 佐藤幸雄 佐藤ノキ

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和六年農林水産省告示第七百四十七号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第三百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同法第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年五月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 増井眞介 鈴木蝶治 増井武彦 長谷川新次郎 鈴木広美 鈴木貞造 鈴木喜一郎 鈴木喜代美 鈴木堅次 鈴木廣美 増井彦松 目黒栄次 田崎賀平 一ノ瀬初太郎 齋藤修 一ノ瀬平次 新井田丑太郎 新井田春吉 一ノ瀬清次郎 齋藤吉次 齋藤吉太郎 鈴木ハル 鈴木新三郎 佐藤留藏 五十嵐豊 菊地庄一 一ノ瀬利雄

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和六年福島県告示第三百三十六号)によること。
(森林保全課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
三	下	三	令和六年法律第四号	令和六年法律第 号

○令和六年三月三十日付け号外第二十五号中

